

和指第175号
和地包第75号
令和6年7月18日
(2024年)

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
(一部の事業所を除く)

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

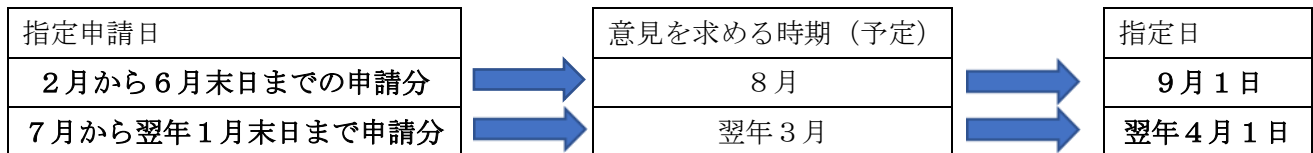
介護予防支援の指定申請に係る指定日の取扱いについて (通知)

日頃より、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年2月15日付け和指第797号及び和地包第145号「居宅介護支援事業者による介護予防支援の指定申請について (通知)」にて、令和6年4月1日以降の居宅介護支援事業者による介護予防支援の指定申請について、お示しさせていただいたところですが、指定申請に係る指定日を次のとおりに変更いたします。

各事業所におかれましては、今後の指定申請においてご留意いただきますようお願いいたします。

1. 変更内容 指定日を各月1日から年2回 (9月1日・翌年4月1日) に変更



2. 変更の理由

介護予防支援事業所の指定を行うときには、市町村長は、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要があります (介護保険法第115条の2第4項)、本市においては、提出いただいた申請書類をもとに、必要な措置として年2回開催 (8月・3月予定) の「地域包括支援センター運営協議会」に意見を求めることとし、指定日は「地域包括支援センター運営協議会」の開催後となります。

和歌山市 健康局 保険医療部
(介護予防支援の指定に関すること)
指導監査課 介護事業所指定班
電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320
(地域包括支援センター運営協議会に関すること)
地域包括支援課
電話 073-435-1197 FAX 073-435-1343